

東近江市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の 制定について

東近江市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

東近江市農業集落排水処理施設条例（平成17年東近江市条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表第1 花沢地区農業集落排水処理施設の項及び平柳地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

公共下水道に接続する農業集落排水処理施設を用途廃止したく、本議案を提出するものである。